

# 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の制定について（案）

平成 22 年 3 月 11 日  
日本証券業協会

## ・ 制定の趣旨

協会員におけるインサイダー取引等の不公正取引防止に関する内部管理態勢等の更なる整備・強化等の対応の観点から、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的として、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」を制定することとする。

## ・ 規則制定の骨子

### (1) 目的及び定義規定

この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。（第 1 条）

「法人関係情報」、「法人関係部門」の定義を規定する。（第 2 条）

### (2) 社内規則の制定

協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならないこととする。（第 3 条）

- イ 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項
- ロ 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項
- ハ 法人関係情報管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項
- ニ 法人関係情報の伝達手続に関する事項
- ホ 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項
- ヘ 禁止行為に関する事項
- ト その他協会員が必要と認める事項

### (3) 法人関係情報の管理部門の明確化

協会員は、法人関係情報を統括して管理する部門（以下「管理部門」という。）を定めなければならないこととする。（第 4 条）

(4) 法人関係情報を取得した際の手続

協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続を定めなければならないこととする。（第5条）

(5) 法人関係情報の管理

協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならないこととする。

協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならないこととする。

協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならないこととする。（第6条）

(6) 管理態勢の充実

協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならないこととする。（第7条）

**・ 施行の時期**

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

募集期間：平成 22 年 3 月 11 日(木)から 3 月 31 日(水)17:00 まで(必着)

提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 - 5 - 8

日本証券業協会総務部 あて

電子メールの場合：[public@wan.jsda.or.jp](mailto:public@wan.jsda.or.jp)

(2) 意見の記入要領

件名を「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』の制定に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見をご提出ください。

氏名又は名称

連絡先(電子メールアドレス、電話番号等)

法人又は所属団体名(法人又は団体に所属されている場合)

意見の該当箇所

意見

理由

以 上

本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 担当：山本、風間(TEL 03-3667-8470)

## 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」(案)

### (目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。

2 法人関係部門

業務上、法人関係情報を取得する可能性が高い部門をいう。

### (社内規則の制定)

第 3 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項

2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項

3 法人関係情報管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項

4 法人関係情報の伝達手続に関する事項

5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項

6 禁止行為に関する事項

7 その他協会員が必要と認める事項

### (法人関係情報の管理部門の明確化)

第 4 条 協会員は、法人関係情報を統括して管理する部門(以下「管理部門」という。)を定めなければならない。

### (法人関係情報を取得した際の手続)

第 5 条 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門(法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者)に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続を定めなければならない。

### (法人関係情報の管理)

第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法

人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

(管理態勢の充実)

第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

付 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

## 【参考】

「法人関係部門」とは、「業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。」とし、「業務」とは、金融商品取引業及びその付随業務（特別会員にあっては、登録金融機関業務）をいい、「業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門」とは、例えば、主として業務上、法人関係情報を取得し、利用する部門（特別会員にあっては、主として登録金融機関業務を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得し、利用する部門）や、法人関係情報を統括して管理する部門であり、具体的には、法人業務、引受業務及び発行会社に係る合併、買収、公開買付け、新株式等の募集等を担当する部門等や、売買管理業務を担当する部門等が考えられます。

以 上